

実施方針等に係る質問書に対する回答

■実施方針

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	a		
1	実施方針	用語の定義 (構成企業)								構成企業の定義として、「特別目的会社から直接又は間接体に受託・請負予定であり、」とありますが、間接体(的の誤植でしょうか)に受託・請負というのは、工事の下請も含まれるのでしょうか。	工事の下請でも、特別目的会社に出資を予定している法人は構成企業に含まれます。
2	実施方針	事業の範囲	3	I	1	(7)	③	ア	h	その他関連業務がございますが、交付金申請業務、近隣対応・対策業務等を含むの業務量はどの程度考えれば宜しいのでしょうか。	交付金申請に必要な図面等の作成・整理等を想定しています。近隣対応・対策業務については提案内容に合わせた適切な業務量を見込んでください。
3	実施方針	市が行う業務	4	I	1	(7)	④	エ	g	配膳業務は市が行うこととされておりますが、現状、配膳員の配置見込がない配送校がございます。配膳員の配置見込のない配送校における配膳業務の取扱いについて、ご教示ください。	学校職員が配膳業務を行います。
4	実施方針	事業者の収入	4	I	1	(7)	⑤	ア		事業者の収入において、「市は、本施設の設計及び建設に係る対価(特別目的会社開業等に係る費用を含む)を事業者に一括で支払う予定である。なお、詳細は募集要項等に示す。」とあります。一括払い金額の上限及び提案上限額については、昨今の建築資材の高騰に配慮した設定金額となるようにご配慮いただきたく、何卒よろしくお願ひいたします。	ご意見として承ります。
5	実施方針	事業者の収入	4	I	1	(7)	⑤	ア		本施設の設計及び建設に係る対価は、竣工・引渡し時に一括でお支払いいただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	実施方針	事業者の収入	4	I	1	(7)	⑤	ウ		建設物価等の変動につきましては、物価スライドによる対価改定が適用されると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	事業者の収入	4	I	1	(7)	⑤	ウ		契約締結後の建設物価水準の上昇については、スライド条項が適用されると考えて宜しいでしょうか。	No.6をご確認ください。
8	実施方針	事業者の収入	4	I	1	(7)	⑤	ウ		物価変動への対応として、先行事例に倣いサービス対価の改定(スライド条項)が事業契約に含まれるものと思われま。昨今の建築資材や人件費の急騰の実態に見合う改定方法となるようにご配慮をお願いいたします。(指標、起点となる指標値の時期(実施方針公表月等))	ご意見として承ります。
9	実施方針	事業者の収入	4	I	1	(7)	⑤	ア		現在の世界情勢や建設資材の高騰、人件費の急騰を考慮した金額の設定にご配慮願ひます。	ご意見として承ります。
10	実施方針	敷地に関する各種法規制等	7	II	1	(2)				地域地区欄に、「公益上必要な建築物として都市計画法第29条の開発許可は不要」とありますが、下記1)～3)についてご教示願ひます。 1) 計画上切盛りが発生する場合でも開発許可には該当しないと理解して宜しいでしょうか。 2) 敷地内に雨水抑制施設を設置するにあたり、周辺の流域情報等の提供はありますでしょうか。 3) 貯留量のボリュームは30年確率と考えると宜しいでしょうか。	1)土地の区画形質変更が発生しても、公益上必要な建築物のための開発行為に該当しますので、許可不要の開発行為となります。(都市計画法第29条第1項第3号及び同法施行令第21条第26号に該当) 2)流域情報等の提供はありません 3)ご理解のとおりです
11	実施方針	土地の所有	7	II	1	(3)				「土地の所有に民地とありますが、事業開始までには市の所有地となるとの認識でよいでしょうか。事業者として、民間土地所有者との土地の賃貸借契約等は発生しないとの認識でよろしいでしょうか。	前段については、事業開始までに市の所有となるかは未定です。後段については、土地の賃貸借契約は市と土地所有者間で締結しているため、土地所有者と事業者との契約は発生しません。
12	実施方針	敷地に関する事項	7	II	1	(3)				土地の所有は「福島市所有地及び民地」とありますが、民地は整備開始まで貴市が地権者と土地賃貸借契約を締結するのでしょうか。ご教示ください。	No.11を確認ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	a		
13	実施方針	審査及び優先交渉権者決定の手順	8	III	2					前回公募時の価格評価の採点方法では、応札金額により極端な得点差となっています。安心・安全な給食を提供するには、衛生管理や調理機器の選定など施設整備とその後の運営など、施設整備と維持管理運営の内容が重要と考えています。価格評価点の採点方法につきまして、偏った採点にならないようお願いいたします。	ご意見として承ります。
14	実施方針	審査及び優先交渉権者決定の手順	8	III	2					前回公募時の優先交渉権者算定基準において、価格評価点の計算方法が提案価格の差により極端な得点差となる計算方法となっております。低価格入札を助長するような評価基準(価格評価点)にならないように、性能評価点を大切に考えた評価配点としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
15	実施方針	審査及び優先交渉権者決定の手順	8	III	2					前回公募時の価格評価の採点方法を拝見したところ、応札金額の差が極端な得点差となる方式となっており、定性面の提案が適切に評価されない可能性もあるものと見受けられます。昨今のPFI手法による給食センター整備事業については事業として成熟し標準化されてきていること、また昨今の建築資材や人件費の急騰もあり、応札価格に大きな差が付きづらいつと考えられます。施設整備業務およびその後の維持管理運営業務のサービス品質が確保される事業者選定となるためにも、価格評価点の計算方法については見直しをご検討いただきたく何卒よろしくお願いたします。	ご意見として承ります。
16	実施方針	選定スケジュール	9	III	3					「第1回質問回答公表」が5月下旬、「参加資格審査申請書類の受付締切」6月中旬との記載がありますが、第1回質問では、参加資格審査申請書類の提出手続きにおける必要書類等に関する質問も事業者側から発生することも十分に想定されます。回答公表から参加資格申請書類の受付締切までの期間が短い場合、事業者による必要書類準備の都合上、申請手続きが困難になる事も想定されます。参加申請に関する質問に関しては先に回答頂く等スケジュールを再考頂けないでしょうか。	質問の内容によっては先行して回答することも検討します。
17	実施方針	選定スケジュール	9	III	3					「個別対話」が7月上旬、「提案審査書類の提出」が8月上旬との記載がありますが、当該質疑では提案書に関連する質問が想定されます。回答公表から提案審査書類提出までの期間が短い場合、質問内容によっては提案書に反映することが困難となることも想定されるため、可能な限り早めに設定頂く事をご検討頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
18	実施方針	選定スケジュール	9	III	3					「第2回質問回答公表」が7月中旬、「提案審査書類の提出」が8月上旬との記載がありますが、当該質疑では提案書に関連する質問が想定されます。回答公表から提案審査書類提出までの期間が短い場合、質問内容によっては提案書に反映することが困難となることも想定されるため、可能な限り早めに設定頂く事をご検討頂けないでしょうか。	質問の内容によっては先行して回答することも検討します。
19	実施方針	構成企業等の明示	12	III	5	(2)				I 1(7)③に示す事業者が行う業務にあたらぬ業務を行う場合には、実施方針15頁6(2)⑥で示される、「その他業務を行う者」として「その他企業」としての参加になると理解しますが、当該その他企業が特別目的会社に出資する構成企業として参加する事は可能と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	参加資格要件	12	III	6	(2)	①	オ		設計を複数のもので実施する場合は設計共同体(設計JV)を構成し、その代表構成員(代表設計者)は、福島市内に本店又は支店を有する者又はそれ以外の者のいずれかで良いと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	実施方針	参加資格要件	13	III	6	(2)	②	オ		工事監理を複数のもので実施する場合も設計共同体(設計JV)を構成し、その代表構成員(代表工事監理者)は、福島市内に本店又は支店を有する者又はそれ以外の者のいずれかで良いと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	実施方針	個別の参加資格要件	13	III	6	(2)				運営業務のうち、配送・回収業務のみ企業が行う場合の個別の参加要件については、「⑥その他業務を行う者」での参画との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	実施方針	個別の参加資格要件	13	III	6	(2)				特別目的会社から調理設備調達業務及び調理備品等調達業務を直接請負う企業については、個別の参加資格要件「⑥その他業務を行う者」として、資格審査を受けることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	ア	a		
24	実施方針	個別の参加資格要件	13	III	6	(2)				各業務において、「令和5・6年度福島市競争入札参加資格者名簿に登録されていること」とありますが、より応募者を募るために、本事業に応募を前提に追加登録を受け付けていただけるよう、ご検討いただけませんか。	今回の事業に伴っての追加登録は認められません。
25	実施方針	個別の参加資格要件	14	III	6	(2)	③	カ		「福島市内に支店・営業所等を有し、その支店・営業所等を委任先・連絡先として登録済みの者」とは、工事請負有資格業者名簿(財務部契約検査課)の「準市内業者」として登録されているれば、住所が福島市外であっても要件は満たしていると考えてよろしいでしょうか。	令和5・6年度福島市競争入札参加資格工事請負有資格業者名簿に記載のある「準市内」業者が対象です。「準市内」業者とは、福島市内に支店・営業所等を有し、委任先又は連絡先として登録済みの者です。
26	実施方針	応募者の備えるべき参加資格要件	14	III	6	(2)	③	カ		複数の者で実施する場合の要件として、福島市内に本社又は本店を有する者、又は福島市内に支店・営業所等を有し、その支店・営業所等を委任先・連絡先として登録済みの者とありますが、委任先及び連絡先のどちらも登録している企業が対象となるということで宜しいでしょうか。	No.25の回答をご確認ください。
27	実施方針	応募者の備えるべき参加資格要件	14	III	6	(2)	③	カ		今回の事業は土木開発工事も大きく関わるため、支店・営業所等で参加する場合、土木工事及び建築工事の建設業許可の委任を受けている企業が対象となるということで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	実施方針	維持管理業務を行う者	15	III	6	(2)	④			本業務を複数の企業で行う場合、どちらかの企業が条件を満たせば、宜しいでしょうか。	全ての企業が、令和5・6年度福島市競争入札参加資格者名簿又は小規模修繕契約希望者登録名簿に登録されていることが条件です。
29	実施方針	地域経済への配慮	15	III	6	(3)				こどもたちの健康を守るうえで、地域住民や地元企業の関与が重要と考えています。地域貢献や食育につきまして評価して頂ける提案をしたいと考えておりますので、提案に対しまして加点される採点基準としていただきたく、よろしく願い致します。	ご意見として承ります。
30	実施方針	地域経済への配慮	15	III	6	(3)				「地域経済への配慮」について、「市内企業の参画や育成、地域経済の振興に対する取組みの状況に応じて、優先交渉権者選定基準において加点評価の対象とすることを想定している。」とありますが、その点について積極的な提案を考えておりますので、加点評価の対象となる審査基準としていただきたく、ご検討をよろしく願い致します。	ご意見として承ります。
31	実施方針	地域経済への配慮	15	III	6	(3)				PFI事業においては、地域貢献や地域の活性化に繋がることを期待されており、重要であると認識しております。「市内企業の参画や育成、地域経済の振興に対する取組みの状況に応じて、優先交渉権者選定基準において加点評価の対象とすることを想定している。」とあります。該当の項目においては積極的な提案を検討していますので、その点については配点割合を大きくする等の性能評価点にしっかりと反映されるような審査基準としていただきたく、ご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
32	実施方針	地域経済への配慮	15	III	6	(3)				地域経済への配慮として、市内企業の参画や育成、地域経済の振興に対する取組みの状況に応じて、優先交渉権者選定基準において加点評価の対象とすることを想定しているとあります。つきましては、福島市総合評価一般競争入札評価基準にもありますように、福島市内における地域貢献(災害協定・実績、ボランティア活動、認定取得、障がい者雇用、女性雇用、女性技術者の現場配置 等)を行っている企業が大きく加点されるようご配慮をお願いします。	ご意見として承ります。
33	実施方針	物価変動リスク	19	18						建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用増減は貴市の負担となっておりますが、「一定の範囲」について具体的に教えてください。	募集要項等公表時に示します。
34	実施方針	物価変動リスク	19	18						建設期間中における～事業者の費用増減、とありますが、実際には設計期間中においても物価変動が発生するため、物価変動の算定の起点は、着工時ではなく、特定事業契約締結時と理解してよろしいでしょうか。	募集要項等公表時に示します。
35	実施方針	物価変動リスク	19	18						建設期間中の物価変動について、「資材物価変動」の費用増減に関する記載に留まっておりますが、労務費等の変動についても資材と同様にご精算いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は募集要項等で示します。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	ア	a			
36	実施方針	契約締結リスク	19	23							事業者の責に因らず契約手続きに時間を要し、要求水準として定められた期日から事業着手が遅れた場合、工期変更その他のリスクは貴市の負担になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	実施方針	契約締結リスク	19	34							用地リスクに「事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの。(市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物に限る)」とございますが、土壌汚染に関する調査はいつ頃を実施予定をされていますでしょうか。また、調査報告書等はいつ頃公表をしていただけますでしょうか。	土壌汚染に関する調査の実施予定はありません。なお、事業用地の造成工事にあたり、「一定の規模以上の土地の形質変更届書」を提出し受理されています。
38	実施方針	リスク分担表(案)	19								物価変動リスク No.18 建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用増減については、福島市様にて負担をしますとあります。今後、事業が進む中で事業契約に物価の価格改定方法が盛り込まれると思いますが、物価指標値については、急激な価格変動に実施される国交省インフレスライド条項に基づいた設定をお願いします。	ご意見として承ります。
39	実施方針	食器・食缶等破損リスク	20	76							児童生徒等が故意に食器等を破損された際は、貴市のリスク負担となっておりますが、児童生徒等の過失により食器等が破損された場合は、No.75に規定される「通常使用時」とは異なり、貴市のリスク負担になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	実施方針	リスク分担表(案)	20	VI	1	(2)				表1	No.74「運搬費用増大リスク」について、交通事情悪化による運送費増加は、事業者ではコントロール出来ない事象も十分に発生しうると考え、その際のリスクまでを事業者が無条件ですべて負うことは出来兼ねると考えます。内容に応じた協議を可能として頂く意味でも、貴市に△を追記して頂きたく、ご検討をお願い致します。	リスク分担は原案どおりとします。沿線開発等・道路工事等による交通事情悪化の影響は織り込んだ提案としてください。ただし、大規模かつ長期継続する通行止め等が行われ、配送に多大な影響が生じる場合には協議は可能とします。